

市長の声による防災行政無線の放送について

○放送日時

4月28（水）～5月5日（水）の8日間

※夕方の定時放送に代えて実施

○放送内容

こちらは防災にいざです。市民の皆様に市長からのお願いです。

新座市長の並木傑です。

市民の皆様には、日ごろから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

現在、新座市は「まん延防止等重点措置」の対象区域となっています。

市民の皆様におかれましては、これまでの感染対策に加え、長時間の飲食や路上、公園などでの飲酒を控えるなど、感染対策の徹底に御協力ください。

特にゴールデンウィーク期間中の不要不急の外出や移動は控えてください。

また、飲食店などの事業者の皆様におかれましても、引き続き、感染防止対策に努めるようお願いいたします。

ただ今の放送は新座市役所からのお知らせでした。

◎市立集会所の取扱いについて

1 現在

利用時間は通常どおり午前9時から午後9時30分まで（一部、活動制限あり）

2 まん延防止等重点措置期間（4月28日から5月11日まで）

利用時間 午前9時から午後6時までとする

(1) ふれあいの家：夜間区分の利用休止（午後6時から午後9時30分まで）
※予約済みのものも含める

(2) 集 会 所：午後6時以降の利用休止
※4月26日までに予約を完了している場合は午後8時まで可

- 老人福祉センターの浴室の利用休止について
まん延防止等重点措置等における屋内県有施設の取扱いに合わせ、
老人福祉センターの浴室の利用を休止します。

対象施設：老人福祉センター「えがおの里」
第二老人福祉センター「元気の里」
福祉の里老人福祉センター

休止期間：4月28日（水）から5月11日（火）まで

社会教育・スポーツ施設の休館等について

- 1 内容 (1) 夜間利用の休止（予約済のものも含める）
※夜間利用＝午後8時以降の時間帯を含む利用区分
(2) 個人利用施設は、午後8時以降の利用休止
(3) 収容人数の上限は、現行の規制を維持（おおむね定員の50%程度）
(4) 学校開放は、午後6時まで（対外試合は禁止とする）

※公民館・コミセンは午後5時30分閉館

- 2 対象施設 公民館・コミュニティセンター
スポーツ施設（屋内・屋外、総合運動公園のスポーツ施設含む）、市民会館
ふるさと新座館、図書館分館、学校開放事業（校庭・体育館）
- 3 休止期間 4月28日（水）から5月11日（火）まで
（延長の際には期間を変更する。）
- 4 その他 使用料等は利用日の振替又は還付で対応（利用料金制の指定管理施設も同様）

まん延防止等重点措置実施期間における新座市の部活動

1 概要

感染症対策の更なる徹底と活動制限

- (1) 期間 4月28日(水)から5月11日(火)まで
 (2) 対象 新座市立中学校

2 活動日数・時間等

活動日数	活動時間	校外活動 (練習試合等)
7日以内※1※2	平日1時間程度 休日2時間程度	原則禁止

※1 措置期間14日間中に可能な活動日数

※2 校長の承認により出場を認める年4回の大会及びコンクール前2週間の練習についてはガイドラインによる(上限週16時間)が、登録選手に絞るなど必要最小限の参加人数とし、保護者の了解を得る。

3 活動の条件

飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。

4 活動の工夫例

【運動部】

- (1) 剣道、柔道などの対人種目
 - ・素振りや体さばきの練習など、対人稽古を伴わない個人技能の習得
 - ・用具を共有しない活動
- (2) バスケットボール、バレーボールなどの集団競技
 - ・シュート練習やパス練習などの個人技能の習得
 - ・少人数による活動
- (3) 陸上競技など個人種目
 - ・フォームの練習など、補助を必要としない個人技能の習得
- (4) 全ての競技・種目に共通するもの
 - ・基礎トレーニングやストレッチなど、個人で行える活動

【文化部】

- (1) 吹奏楽、合唱など
 - ・活動場所を分けたパート練習や屋外での練習など、身体的距離を確保した活動
 - ・楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動

飲食店の感染防止対策に係る現地確認作業について

目的

令和3年4月24日、埼玉県の新型コロナウイルス対策本部において、まん延防止等重点措置区域に新たに新座市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、川越市、ふじみ野市、所沢市、富士見市及び三芳町の13市町が追加された。

県は、これらの13市町において、令和3年4月28日から5月11日までの14日間、飲食店に対して営業時間短縮（午後8時から翌朝5時までの営業を行わない）のほか、酒類の提供やカラオケの利用の自粛を要請することとなった。

適切な感染防止対策を講じている飲食店には、売上高に応じて協力金が支給される。支給される要件として、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けることが必要となる。

そのため、県職員又は商工団体職員と市職員がペアとなって、各店舗の感染防止対策に係る現地確認を行い、必要な対策が講じられている店舗に対し、認証としてステッカーを交付していく。

現地確認（13市町）

- ・ 確認期間⇒4月28日～5月11日の14日間で巡回（本市の巡回日は以下のとおり）
- ・ 確認店舗数⇒所在地に応じて予約可能日を設定し、約8,000店舗の現地確認を行う。

※本市における現地確認店舗数 約400店舗

- ・ 1日当たりの確認店舗数⇒約7店舗/1班
- ・ 移動手段⇒公用車及び自転車（県用意）

本市における現地確認の日程及び人員

◎集合時間：午前8時30分 集合場所：市役所市民ひろば及び市民オープンテラス

4月28日(水)	4月30日(金)	5月3日(月)	5月8日(土)	5月10日(月)	5月11日(火)
5人	10人	20人	20人	5人	5人

※現地確認を行う店舗については、前日の午後3時以降に県から情報が提供されることになっています。